

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和2年 6月 30日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県安城市住吉町2-2-7 氏 名 社会医療法人 財団新和会 理事長 弥 政 晋 輔 電話番号 0566-97-8111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人 財団新和会 八千代病院
事業場の所在地	愛知県安城市住吉町2-2-7
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	ベッド数：420床
③ 従業員数	837人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) 感染性医療廃棄物→(以降委託)院内回収・一時保管→収集・運搬→処理業者 中間処理：焼却→残渣物(燃え殻)→溶融→溶融スラグ：路盤材としてリサイクル商品化 (2) 引火性廃油(院内一時保管)→(以降委託)収集・運搬→中間処理(焼却) →最終処分(溶融)→残渣物：路盤材としてリサイクル

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) ■：病院内管理体制

■病院事務部総務課：委託業務契約、マニフェスト、
官公庁届出などの文書保管管理
↓
*産業廃棄物（総合）管理者：事務長

↓
施設管理係：排出量、委託業務内容・品質管理、
官公庁届出文書の作成、提出
↓
*感染性医療廃棄物回収容器保管・配置
管理責任者：委託業者担当者

■（委託業者）各部署感染性廃棄物の回収・運搬
↓
一時保管、回収量の計測、
↓
部署別発生重量データー測定管理～H23.6開始
↓
*感染性医療廃棄物の回収・運搬委託業者への
引き渡し業務
↓
*引火性廃油は、委託業者が直接発生部署
から持ち出し

以降、病院内発生特別管理産業廃棄物の管理体制についてはすべて委託業者による

■医療安全対策委員会：感染性医療廃棄物の分別廃棄指導、
発生現場での廃棄量の減量化（重量及びボリューム）対策
、及び廃棄物の安全な取り扱いについての指導

*感染性医療廃棄物 管理責任者：医師～同上委員会の主宰
及び、感染性廃棄物のリスク情報の管理、指導

↓
←[安全作業・保管管理状況の確認
・医療リスク情報の開示]

↑
↑
↑
→[部署別発生量データー開示、減量改善要請及び
分別内容の監視結果]

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（平成31年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排 出 量	81.49 t	0.32 t

（これまでに実施した取組）

- ① 7年前より、回収・処分業者報告の排出重量が正確でないのではないかとの疑問を持ち、実質重量測定モニター期間を設定、その結果実際には実質的な排出重量は、委託業者報告重量の約1/2.5であることが判明。
- ② これによれば、H20年度分は約50.8ton、H21年度分は約52.6ton、H22年度分は約54.2tonとなる。
- ③ 平成23年6月1日付けで回収・処分業者を変更するとともに、院内各部署発生重量をすべての回収ボックス単位で測定。その結果、H23年度の排出重量は、70.15となり、H22年度の135tonから大幅に削減された。
- ④ 回収・処分業者の変更は、正確な排出重量取引の可能な業者の選定を行った結果。H23年6月1日以前では、ペールボックス数単位でのマニフェスト記載であったが、容量から重量への換算基準があいまいなため以上のような作業を通し業者の変更を行ったものである。
- ⑤ 平成29年2月1日、電子マニフェスト導入時に処理業者の見直しを行った。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排 出 量	50.00 t	0.200 t

（今後実施する予定の取組）

- ① 感染性医療廃棄物は、約10%減を目標に発生各部署単位での取り組みを検討～ただし、医療、看護業務と患者数、手術数などについての連携データー評価についての研究が必要、単に減量が目的でなく、適切な分別、安全な廃棄手順についての周知を行う。
- ② 微量の引火性廃油については、検査機器からの回収分であり目標管理が出来ない為特別な計画はないが、機器の更新に当たっては廃棄量の少ない、省エネルギー性能について今後管理部門が関与する計画。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 感染性医療廃棄物 ② 引火性廃油
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新たな分別は発生しない

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		

		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	81.49 t	0.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	81.49 t	0.32 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) ・(取組) 感染性 (医療) 廃棄物の具体的軽減化プラン作成のため、平成23年6月より回収・処分業者を変更、排出者による実質重量測定作業及び処分業者による重量単位回収・処分契約としている。 平成29年2月1日、電子マニフェスト導入時に処理業者の見直しを行った。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	50.00 t	0.20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	0.20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	50.00 t	0.20 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 感染性廃棄物について：平成23年6月よりの廃棄物の実質重量測定、病院内発生部署別廃棄量の測定により、発生部署の感染性廃棄物の取り扱い上の安全性を重視した廃棄量軽減化対策の可能性を検討する。		
	・ 上記対策により、凡そ感染性廃棄物排出重量の10%を目標として削減する。		
・ 廃棄物処理のリサイクル商品化、燃焼処分時の熱回収などの状況を把握する。 ～最終処分量の軽減化について処分業者の処理能力、再生利用処分能力などの確認を行う。			
電子情報処理組織の		【前年度（平成31年度）実績】	

使用に関する事項	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	81.49 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 感染性廃棄物について：平成23年6月よりの廃棄物の実質重量測定、病院内発生部署別廃棄量の測定により、発生部署の感染性廃棄物の取り扱い上の安全性を重視した廃棄量軽減化対策の可能性を検討する。 ・ 上記対策により、凡そ感染性廃棄物排出重量の10%を目標として削減する。 ・ 廃棄物処理のリサイクル商品化、燃焼処分時の熱回収などの状況を把握する。 ～最終処分量の軽減化について処分業者の処理能力、再生利用処分能力などの確認を行う。 ・ 平成29年2月1日より電子マニフェスト制度を導入した。	
※事務処理欄		